

物品契約約款

サン電通株式会社

2026年4月

目 次

第 1 条	総 則	1
第 2 条	機密情報等の適切管理	1
第 3 条	個別契約の締結	2
第 4 条	依頼書の解釈等	2
第 5 条	据付・調整工事時の対応	2
第 6 条	権利義務の譲渡の禁止	3
第 7 条	一括委任または一括下請の禁止	3
第 8 条	社会保険・インボイス制度への対応	3
第 9 条	知的財産権等	3
第10条	物品の納入	3
第11条	納入場所の条件認知	4
第12条	引取検査	4
第13条	引取検査不合格の場合の措置	4
第14条	物品の帰属	4
第15条	物品の引渡し前の使用	4
第16条	納期の遅延に対する措置	5
第17条	延滞償金	5
第18条	契約内容の変更	5
第19条	賃金または物価等の変動にもとづく請負代金の変更	6
第20条	代金の支払	6
第21条	契約不適合責任	6
第22条	発注者および第三者に対する損害	7
第23条	契約の解除	7
第24条	契約解除の場合の取扱い	8
第25条	反社会的勢力への対応	8
第26条	カルテル等への対応	9
第27条	違約金等の支払	10
第28条	特約条項	10
第29条	疑義の解明	10
第30条	裁判管轄および準拠法	10

サン電通株式会社（以下、「発注者」という。）は、物品納入事業者（以下、「受注者」という。）との間で、物品製作および納入に関する契約を締結するにあたり、双方が遵守すべき基本的な契約条件を、次の通り物品契約約款として定める。

（総 則）

第1条 発注者および受注者は、発注者の発注する物品について、本契約約款に定めるところにより物品売買契約を締結し、日本国の法令を遵守のうえ、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

2. 受注者は、次の各号に規定する事項にしたがい、契約納期内に物品を製作・納入するものとし、発注者は、これに対し、代金を支払うものとする。

（1）本契約約款

（2）発注者が発行する注文書、仕様書、設計図書、その他関係書類（以下総称して「依頼書」という。）

（3）前各号のほか発注者の指示

3. 物品を製作または納入するために必要な一切の手段（以下「納入方法等」という。）については、本契約約款ならびに依頼書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責において定める。

（機密情報等の適切管理）

第2条 発注者および受注者は、契約の締結または契約の履行において相手方から得られた、機密である旨示された情報、非公開情報（託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの）および個人情報（以下あわせて「機密情報等」という。）を適切に管理し、機密情報等の漏えい、消失、破壊、改ざん、または機密情報等に対する不正アクセス（以下「漏えい事故」という。）が生じないよう万全の対策を講じる。

2. 前項に定める機密情報等は、書面、口頭、電子記録媒体その他形態を問わない。

3. 発注者および受注者は、契約の履行のために必要な範囲においてのみ機密情報等を取り扱うことができるものとし、この限度を超えて機密情報等を取り扱ってはならない。

4. 受注者は、発注者からの指示に基づき、非公開情報の取扱いに関する教育を実施するとともに、その実施結果について発注者に報告する。

5. 発注者および受注者は、機密情報等の受領、使用、提供、複製、返却および廃棄に関する記録を作成し、相手方から要求があった場合は、当該記録を提出して必要な報告を行う。

6. 発注者および受注者は、前項の記録をしゅん工後3年間保存する。

7. 発注者は、受注者に事前に通知のうえ受注者の事業所に立入り、機密情報等の管理状況を調査することができるものとする。

8. 受注者において漏えい事故が発生したときまたはそのおそれがあると判断した場合は、漏えい事故の発生原因の如何にかかわらず、受注者は直ちにその旨を発注

者に報告し、発注者の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後直ちに漏えい事故および応急措置の報告ならびに漏えい事故再発防止策を書面により発注者に提示しなければならない。

9. 受注者は、漏えい事故が自らの責に帰すべき事由による場合は、前項のほか、漏えい事故の拡大防止や收拾のために必要な措置について、発注者の別途の指示に従うものとする。
10. 漏えい事故が受注者の責に帰すべき事由による場合において、発注者が発注者の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、発注者は受注者に対し、その解決のために要した費用（損害賠償金を含むがこれに限定されない。）を合理的な範囲で求償することができるものとする。なお、当該求償権の行使は、発注者の受注者に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
11. 受注者は、機密情報等について、次の各号に該当する場合は、直ちにその複製物も含めて発注者に返却するものとする。ただし、電子媒体を介さない機密情報等または発注者の指示により個人情報廃棄する場合は、当該情報が判別できないよう必要な措置を施したうえで廃棄するものとする。なお、これらの場合においては、第5項に定める機密情報等に関する記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
 - (1) 契約にもとづく使用目的が終了した場合
 - (2) 第23条の規定により契約が解除された場合
 - (3) 相手方からその返却を求められた場合
12. 第1項から第10項は、契約の終了または解除にかかわらず効力を有するものとする。

(個別契約の締結)

- 第3条 個別契約は原則、発注者が受注者に注文書を発行し、受注者が注文請書を提出することにより締結する。
2. 個別契約は、メール、FAXその他電磁的方法によっても行うことができるものとする。
 3. 契約手続きにおける紙による注文請書の取り交わしにかかる印紙税は、受注者が負担するものとし、注文書および注文請書に代えて契約書を作成した場合は、これに必要な印紙税は、発注者および受注者が折半して負担するものとする。

(依頼書の解釈等)

- 第4条 依頼書の記載事項に疑義が生じた場合または依頼書に記載のない事項については、発注者と受注者が双方協議のうえ解決するものとする。

(据付・調整工事時の対応)

- 第5条 契約において、据付あるいは調整工事（以下「工事」という。）を含む場合は、その工事部分全てについて、発注者が別に定める請負工事契約約款の定めるところによる

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 発注者および受注者は、契約により生ずる権利または義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡しまたは他の権利の目的としてはならない。ただし、あらかじめ、書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請の禁止)

第7条 受注者は、発注者の書面による事前の承諾なく、契約のいかなる部分も第三者に請負わせてはならない。

2. 受注者は、前項により発注者の承諾を得た場合といえども、本契約条件に関し、受注者が負うべき同一の義務を当該第三者に負わせるとともに、当該第三者の行為につき、発注者に対して一切の責を負うものとする。また、受注者は当該第三者との間で、発注者の権利に影響を及ぼす不当な契約も締結してはならない。

(社会保険・インボイス制度への対応)

第8条 発注者は、受注者の社会保険等加入状況および適格請求書発行事業者（インボイス）の登録状況について確認し、受注者はこれに応ずる。

(知的財産権等)

第9条 受注者は、契約の履行にあたって、特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないように注意するとともに、万一紛争が生じた場合は、受注者の責任と負担において解決しなければならない。

2. 受注者は、知的財産権等の所有者もしくは実施権者またはその代理人が、発注者に対して提起した訴訟等の手続について、発注者の支出した費用および賠償金を負担するものとし、その額等については別途発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。
3. 前各項において、発注者が使用材料・製作。納入方法等を指定した場合に、依頼書等に知的財産権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(物品の納入)

第10条 受注者は、物品を発注者の指定する契約納期、納入場所に確実に納入しなければならない。物品の納入にあたっては、宛名、品名、数量、持込日、納入者名等の必要事項を明記した納品書（請求書兼用を含む）を速やかに発注者に提出しなければならない。

2. 納入とは、物品持込後、発注者が実施する引取検査が完了し、受注者が発注者に引き渡すことをいい、契約納期とは、原則として、その引き渡し期日をいう。

(納入場所の条件認知)

第 1 1 条 受注者は、物品輸送条件ならびに納入場所およびその周辺の状況を調査熟知しているものとみなされ、当該状況の認識不足または誤解により受注者が被った損害は全て受注者が負担する。

2. 受注者は、契約履行にあたり、納入場所周辺の居住者との間に紛争を起こさないよう十分配慮する。
3. 前項の紛争により、発注者が損害を受けた場合には、当該損害が明らかに発注者の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、受注者は発注者の損害に対し賠償を行う。
4. 納入場所の条件について疑義がある場合には、受注者は発注者に確認し、その内容を相互に協議・理解したうえで納入する。

(引取検査)

第 1 2 条 発注者は、依頼書に基づき引取検査を行う。

2. 受注者は、前項の検査に立会するとともに、必要に応じて発注者を助勢するものとする。受注者が立会しない場合、受注者は、発注者が行う検査の方法および結果について、異議を申し立てることはできない。
3. 受注者が第 1 項の検査に立会するために要する費用は、受注者が負担するものとする。

(引取検査不合格の場合の措置)

第 1 3 条 第 1 2 条の引取検査に合格しない場合、受注者は発注者の定めた期間内に修補または取り換え改めて引取検査を受けなければならない。この場合の費用はすべて受注者の負担とする。発注者は、依頼書に基づき、検査を行う。

2. 不合格品は、発注者が指定する期間内に受注者の責任と負担で引き取らなければならない。期間を超過した場合には、発注者が処分し、その費用を受注者に請求する。受注者はその請求費用を速やかに支払わなければならない。

(物品の帰属)

第 1 4 条 物品の所有権は、第 1 0 条第 2 項に定める引渡しのと きをもつて、発注者に移転する。

2. 受注者は、物品の所有権が移転するまで自らの責任と負担で物品を管理するものとする。

(物品の引渡し前の使用)

第 1 5 条 発注者は、物品引渡し前において、受注者の承諾を得て、物品の既成部分の全部または一部を使用し、もしくはこれに設備を付加することができる。この場合、発注者は、その使用部分について善良な管理者の注意をもって管理するとともに、受注者に損害を及ぼした場合は、発注者がその損害を賠償するものとし、その額に

については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

(納期の遅延に対する措置)

第16条 受注者は、発注者が承認した納期に遅延するおそれがある場合は、直ちに発注者に通知し、発注者の指示に従って製作方法の変更、関係者の増加、製作設備の増設等、合理的な範囲で遅延防止に必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の遅延により契約納期に遅延するおそれがある場合は、直ちに遅延理由および納入予定日を記載した遅延理由書を発注者に提出し、その指示を受けなければならない。

3. 第1項の措置に要した費用は受注者の負担とする。ただし、第4項で定める不可抗力による場合は、その負担について発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

4. 本契約約款における不可抗力とは、日本国内または調達先（日本国外を含む）において発生した、発注者の合理的なコントロールがおよばない事象とし、戦争、内乱、テロ、暴動、労働争議、疫病、原子力事故、放射能汚染、地震、噴火、台風および津波等とする。

(延滞償金)

第17条 発注者は、受注者が自らの責に帰すべき理由により、契約納期内に物品を納入することができない場合は、違約金として、契約納期から起算して、遅延日数1日につき請負代金（消費税および地方消費税相当額を含む。）の10000分の4に相当する金額を受注者に請求することができる。

2. 前項の遅延により、発注者が受けた損害額が前項の違約金の額を越える場合、受注者がその損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

(契約内容の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めた場合は、仕様、数量、納期、納入場所、その他契約内容（以下「契約内容」という。）を変更することができる。

2. 受注者は、法令の変更または新技術の導入等により必要と判断した場合は、仕様等の変更について、発注者に提案するものとし、発注者は、その提案をうけ、契約内容の変更について検討する。

3. 前各項により、代金および契約内容を変更する必要がある場合は、その変更について、発注者と受注者が双方協議のうえ決定するものとする。

4. 前各項により、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者の責による場合を除き、発注者は、その損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

5. 受注者は、天災地変、その他受注者の責に帰すことができない事由により契約工期内に工事をしゅん工することができない場合は、遅滞なく発注者に対してその理由を付した書面により、必要と認められる契約工期の変更を請求することができる。この場合、契約工期、代金および契約内容の変更について、発注者と受注

者が双方協議のうえ決定する。

(賃金または物価等の変動にもとづく契約金額の変更)

第19条 契約金額は固定額とし、資材価格、労務費、外国為替レートまたはその他の要素が変動しても変更されない。

なお、発注者または受注者は、契約工期内に予期することのできない経済事情の激変等によって賃金または物価等が変動し、契約金額が著しく不相当となったと認められるときは、相手方に対して、その理由を明示して契約金額の変更について協議を求めることができる。この際の、契約金額の変更額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

(代金の支払)

第20条 受注者は、第10条第2項に定める物品の引渡し完了した場合、発注者へ代金を請求する。

2. 前項の請求に基づく代金の支払は、原則として、次の各号のとおりとし、発注者は、受注者の指定する口座への振込みにより支払う。

(1) 検収後一括払の場合

受注者が第10条第2項により物品を発注者に引渡した月(20日締)の翌々月の25日(休日の場合は翌営業日)に一括して支払う。ただし、受注者が別な支払日を希望する場合には発注者と協議のうえ別途決定する。

(契約不適合責任)

第21条 物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)ときは、発注者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、受注者に対して、当該契約不適合にかかる修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡し(以下総称して「履行の追完」という。)を請求することができるものとし、受注者は、これに応じなければならない。ただし、当該契約不適合が受注者の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、第1号に定める期間を1年、第2号に定める期間も1年とする。ただし、発注者、受注者が別な期間を希望する場合には双方協議のうえ別途決定する。

2. 前項の規定にかかわらず、当該契約不適合が重要ではなく、かつその履行の追完に過分の費用を要する場合は、発注者は受注者に対して、当該履行の追完を請求することはできないものとする。

3. 第1項の履行の追完によっては解消しえない損害を発注者が受けた場合は、受注者がその損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定するものとする。

4. 発注者は、第1項に基づき、契約不適合につき、受注者に対して、相当の期間をもって履行の追完の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に履行の追完が行われない場合は、当該契約不適合の程度に応じ、受注者に対して、契約金額の減額を請求することができるものとする。ただし、当該履行の追完が、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は受注者に対して、催告を要することなく直ち

に契約金額の減額を請求することができるものとする。

- (1) 履行の追完が不能であるとき
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき
 - (3) 物品の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき
 - (4) 前各号のほか、発注者が催告をしても履行の追完を受けられる見込みのないことが明らかであるとき
5. 第1項に基づき履行の追完を行った場合、当該部分にかかる契約不適合責任期間は、発注者が当該履行の追完の完了を確認した時点から起算し、第1項各号に定める期間を準用するものとする。
6. 契約不適合が発注者の指示による場合は、第1項は適用しないものとする。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であることを知りながら、これを発注者に報告しなかった場合は、この限りでない。

(発注者および第三者に対する損害)

第22条 受注者は、本契約の履行に伴い発注者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、明らかに発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2. 受注者は、本契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、明らかに発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。
3. 前3項の場合、その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決にあたるものとする。

(契約の解除)

第23条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、当該事象が受注者の責に帰すべき事由によるものかにかかわらず、相当の期間をもって催告のうえ、当該期間内に履行がないときは契約の全部または一部を解除することができる。ただし、第4号ないし第8号に該当する場合は、催告その他の手続を要せず、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく契約納期に物品を納入しえないと認められた場合
- (2) 不可抗力等双方の責に帰することができない理由により契約納期に物品を納入しえないと認められた場合
- (3) 修補または取替を行っても、当該物品が引取検査に合格しない場合
- (4) 受注者が監督官庁から営業の停止等の処分を受けた場合
- (5) 受注者が解散の決議をした場合
- (6) 受注者が第三者からの仮差押え、仮処分または強制執行等の申立てがあった場合、あるいは処分を受けた場合
- (7) 受注者について破産・民事再生もしくは会社更生の申立てまたは金融機関の取

引停止の処分がなされた場合

- (8) 前各号のほか、受注者が契約の各条項を遵守せずまたはこれに違反し、もしくは誠実に契約を履行する意志がないと認められる場合
2. 受注者は、発注者が次の各号の一に該当する場合、相当の期間をもって催告のうえ、当該期間内に発注者から改善策の提示がないときは契約の全部または一部を解除することができる。ただし、第3号ないし第6号に該当する場合は、催告その他の手続を要せず、契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 発注者の責に帰すべき理由により、物品の納入が不可能になった場合
 - (2) 発注者の都合により、所定期日を過ぎても納入の見通しが長期にわたってたたない場合、または発注者の都合により中止された納品の再開見通しが長期にわたってたたない場合
 - (3) 発注者が監督官庁から営業の停止等の処分を受けた場合
 - (4) 発注者が解散の決議をした場合
 - (5) 発注者が第三者からの仮差押え、仮処分または強制執行等の申立てがあった場合、あるいは処分を受けた場合
 - (6) 発注者について破産・民事再生もしくは会社更生の申立てまたは金融機関の取引停止の処分がなされた場合
 - (7) 前各号のほか、発注者が契約の各条項を遵守せずまたはこれに違反し、もしくは誠実に契約を履行する意志がないと認められる場合

(契約解除の場合の取扱い)

第24条 前条第1項により契約が解除された場合は、次のとおり取扱う。

- (1) 受注者は、既に受け取った代金がある場合は、これを速やかに、発注者に返還しなければならない。
 - (2) 受注者は、物品の既成部分のうち、発注者が必要と認めたもの、および当該物品を製作するにあたり発注者が将来施工上必要と求めたものについては、発注者が第三者に優先してこれを買取ることができる。
 - (3) 前各号の場合の対価は、契約単価によるものとし、これによりがたいものは、発注者と受注者が協議のうえ決定した価格による。
 - (4) 第1号および第2号の場合、受注者は、その引渡しを拒むことはできないものとし、発注者は、当該物件の引渡完了後その対価を受注者に支払わなければならない。
2. 前条により契約を解除した場合、解除の相手方は違約金として、契約金額（消費税および地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する金額を解除者に支払わなければならない。ただし、解除者が違約金によって補てんができない損害を受けた場合は、その損害額について、発注者と受注者が協議のうえ、解除の相手方がその損害を賠償する。

(反社会的勢力への対応)

第25条 発注者および受注者は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約

するものとする。

- (1) 自らまたはその役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下総称して「その役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自らまたはその役員等が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (3) 自らの下請負人等もしくはその役員等または契約履行のために自らもしくはその下請負人等が使用する従業員が、反社会的勢力ではないこと、または反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) 前号に違反していることが判明した場合は、当該下請負人等との関係を速やかに遮断し、または、当該従業員を契約の履行から速やかに排除するなど、適切な対応をとること
2. 発注者および受注者は、自らが前項第1号、第2号または第3号に違反することが判明した場合、直ちに相手方にその旨を報告するものとする。
 3. 発注者および受注者は、相手方が第1項第1号、第2号または第4号に違反する場合は、催告を要せず契約を解除できるものとし、当該解除により相手方が受けた損害について、一切賠償責任を負わないものとする。

（カルテル等への対応）

第26条 受注者は、発注者との契約について、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反し、次の各号のいずれかの処分を受けた場合は、違約金として、請負代金の10分の1に相当する金額を、発注者の指定する期日までに支払わなければならない。

なお、算定した違約金に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条、第7条の2、第8条の2または第8条の3の規定に基づく命令を行い、当該命令が確定した場合（確定した当該命令が同法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第18項または第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合
 - (3) 受注者（法人にあつては、その役員または従業員を含む。）の独占禁止法第89条第1項または第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合
2. 受注者は、発注者との契約について、受注者が独占禁止法第7条の2第18項または第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに当該通知文書の写しおよび前項に定める「課徴金の減免に係る報告書」の写しを、発注者に提出しなければならない。
 3. 当該独占禁止法違反により発注者が受けた損害額が、第1項の違約金の額を超える場合、受注者がその損害を賠償するものとする。

(違約金等の支払)

第27条 発注者または受注者は、相手方に支払うべき違約金・賠償金を相手方の指定する期日までに支払わなければならない。

2. 発注者は、受注者に支払うべき請負代金(消費税および地方消費税相当額を含む。)から前項の金額を控除し、なお不足する場合は追加支払を求めることができる。

(特約条項)

第28条 発注者および受注者は、必要に応じ本契約約款と異なる条件により、契約を締結することができる。

2. 前項による特約は、本契約約款に優先するものとする。

(疑義の解明)

第29条 本契約約款の記載事項に疑義が生じた場合または本契約約款に定めのない事項については、発注者と受注者が双方協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄および準拠法)

第30条 契約に関する訴訟については、広島地方裁判所(または簡易裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 契約は、すべての点で日本国の法令に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。